

議案第43号

芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
中一部改正の件

芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次
のとおり一部改正しようとするものであります。

令和7年12月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令
和3年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「1,430円」を「1,550円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後にその期日が告示される選挙から適用
する。

説 明

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（その額に1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に對し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>1,550円</u>を超える場合には、<u>1,550円</u>）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該選</p>	<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（その額に1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に對し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>1,430円</u>を超える場合には、<u>1,430円</u>）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該選</p>

改正案	現 行
<p>挙のポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、同日以後にその期日が告示される選挙から適用する。</u></p>	<p>挙のポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>